

■認可申請手続の流れ

自治会等で地縁団体の申請について話し合い



総務課へ規約作成等についての事前相談



自治会等で総会を開催

- ①規約の承認
- ②認可申請することの議決
- ③申請者を代表者とすることの議決
- ④保有する資産等の確定



申請書類の作成・提出



総務課にて提出書類の確認及び審査



市長による認可の告示（認可の告示は法人登録に変わるものです）